

別表十二(一)

「16」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 海外投資等損失準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	-----	-----

別表十二(一) 平二十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

特 定 法 人 の 名 称 等	1	(第 号該当法人)	期 首 海 外 投 資 等 損 失 準 備 金 の 金 額	12	円
本店又は主たる事務所の所在地	2		翌 期 繰 越 額 の 計 算	5 年 経 過 後 5 年 間 均 等 益 金 算 入 額 (25の計)	13
資源開発投資法人等の認定	3	昭平第 . . 号	同 上 以 外 の 場 合 に よ る 益 金 算 入 額 (26の計)	14	
特 定 株 式 等 の 認 定	4	昭平第 . . 号	計 (13) + (14)	15	
当 期 積 立 額	5		当 期 積 立 額 の うち 損 金 算 入 額 (5) - (11)	16	
積 立 限 度 額 の 計 算	6	平 . .	期 末 海 外 投 資 等 損 失 準 備 金 の 金 額 (12) - (15) + (16)	17	
積 立 限 度 額 の 計 算	7		貸 借 対 照 表 に 計 上 さ れ て い る 海 外 投 資 等 損 失 準 備 金	18	
積 立 限 度 額 の 計 算	8		差 引 (18) - (17)	19	
積 立 限 度 額 の 計 算	9		当 期 分 貸 借 対 照 表 の 取 崩 不 足 額 (15) - ((5) - ((18) - 前期の(18)))	20	
積 立 限 度 額 の 計 算	10		当 期 に 生 じ た 差 額 の 合 計 額 (11) + (20)	21	
積 立 限 度 超 過 額 (5) - (10)	11		前 前 期 分 以 前 期 末 に お け る 差 額 (前期の(19))	22	

P51参照

益 金 算 入 額 の 計 算

積立事業年度	当初の積立額のうち損金算入額	期首現在の準備金額	当期益金算入額		翌期繰越額 (24) - (25) - (26)
			5年経過後5年間均等益金算入による場合 (23) × $\frac{1}{60}$	(25) 以外の場合	
	23	24	25	26	27
積立事業年度終了の日の翌日	円	円	円	円	円
から5年を経過したものの翌日					
から5年を経過しないものの翌日					
当期分					
計		円	円	円	

別表十二(一)

「16」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
海外投資等損失準備金(資源開発事業法人(第1号該当法人で第3号該当法人を除く。))	「第55条第1項」又は「第55条第9項」 (同条第1項第1号)	00188	「16」欄の金額
海外投資等損失準備金(資源開発投資法人(第2号該当法人で第4号該当法人を除く。))	「第55条第1項」又は「第55条第9項」 (同条第1項第2号)	00189	
海外投資等損失準備金(資源探鉱事業法人(第3号該当法人))	「第55条第1項」又は「第55条第9項」 (同条第1項第3号)	00190	
海外投資等損失準備金(資源探鉱投資法人(第4号該当法人))	「第55条第1項」又は「第55条第9項」 (同条第1項第4号)	00191	

※ 「第55条第9項」は適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合が該当します。